

## 韓国の遺留分制度\*

朴 世珉\*\*

翻訳者：李 暁辰\*\*\*

### I はじめに

遺留分返還請求訴訟（減殺請求訴訟）が急増しているようだ<sup>1)</sup>。遺留分とは、民法上の法定相続人中の一部に認められる被相続人の財産の一部分であり、遺留分返還請求権は、この遺留分の不足がある場合、被相続人の無償行為で財産を取得した者に対して、その不足分の返還が請求できる権利である。この制度は、韓国の民法が初めて施された1960年当時には存在しなかったが、1977年の民法改定によって導入された。

韓国民法の第五編相続の第三章には、遺留分概念や比率、遺留分を算定する方法、遺留分返還請求権、請求方法および権利行使期間に関する規定が置かれている。また代襲相続に関する規定や特別受益者に関する規定を遺留分に準用させる規定まで含み、計7つの条文を置いている。規定の形式や内容面においてとても類似しているため、いわゆる「母法」として思われている日本民法が17つの条文を置いていることと比べると、比較的簡単に構成されているといえる。その結果、規程で規律していない事項については多数の判例によって補われている実態であり、これが法の適用の側面において様々な不便を招いている。しかし、より根本的問題は、韓国と日本両国の伝統的相続観念が異なっているにもかかわらず、遺留分制度については基本的骨格をそのまま持ち込んだ点、また相手国の制度と背景を十分に理解していない状態で規定の一部だけを持ち込んだ点にある。以下、その具体的な内容について検討する。

---

編集部注\* 本稿は、2016年2月16日関西大学で開催された関西大学と慶北大学との共同シンポジウムで発表したものに、若干の加筆と修正をしたものである。韓国の建国大学の法学学術誌の『一鑑法学』第33号（2016年2月発行）に、「遺留分制度の現実的な意義」という題下の本稿のフルバージョンが掲載されている。

編集部注\*\* 慶北大学法学専門大学院教授

編集部注\*\*\* 関西大学非常勤講師

1) 韓国大法院の統計によると、遺留分返還請求の受付件数は2010年452件から2014年811件に、5年の内に2倍近く増えた。一方平均訴訟価額は、同期間に2億4305万2780ウォンから1億1071万1093ウォンに半分ほど減った。

## II 韓国の遺留分の概要

### 1. 判例と学説の基本的立場

遺留分に関する韓国の民法規定がさほど十分ではないため、不足している民法上の規律を補うために、これまで相当の判例が蓄積されている。その代表的例だけ簡単に述べると、まず遺留分返還請求権の行使に物権的效果を認めており、返還の方法として現物返還を原則としている（判例2010다42624など）。また、遺留分返還請求権は形成権であり、裁判上ではもちろん、裁判外でも相手に対する意思表示として行使することができ、当該の意思表示で当然に返還の効果が発生するともいう（判例93다11715）。ひいては、相続人が遺贈や贈与行為の効力を問わないまま、単に受遺者や受贈者に対して相続財産の分配や返還を請求して、明示的には遺留分の返還を主張しなくても、その請求には遺留分返還請求権を行使しようとする意思表示が含まれているという判決（2010다50809）もある。

遺留分の法的性質と関連しては学説が分かれる。通説は、遺留分というのは相続人に「相続分」の一定比率を保証しようとしたことに制度的趣旨があると言われている。また、これは韓国の制度が、フランス法学の影響の下に規定された日本民法の立法方式を積極的に受容したため、いわゆる「ゲルマン・フランス型」に属する事情によって帰結されるものという立場である。遺留分に関して相続人の「物権者的地位」を認め、遺留分返還請求権の行使として原則的に現物が返還されるようにしている判例の態度は、つまり通説と同様の立場に立脚しているといえよう。遺留分について法定相続権に代わる一定財産額に過ぎないと見なし、遺留分返還請求権を「債権的」請求権として理解する、いわば「ローマ・ドイツ型」の理論に立脚している学説はごく少数にとどまっている。

### 2. 日本の法学からの影響

上記のような系譜の図式、即ち遺留分を相続分の一部として考える「ゲルマン・フランス型」制度と遺留分を法的相続権に代わる一定財産額と考える「ローマ・フランス型」制度の対立構造は、韓国内の多数の文献でたびたび言及されてきた。さらに韓国の制度と日本の制度が共通的に前者の系譜に属していると認識している点は、今まで深く考慮せず日本の遺留分法学の輸入が進んできた背景の一つとも考えられる。

ところが、このような図式自体も日本から由来したものである。日本の多数の文献<sup>2)</sup>から、日本の遺留分制度の系譜が前者に属すると認識されていることが確認できる。また、遺留分減殺請求権の法的性質に関する学説対立においても、昔から「形成権説——物権説」が通説的地位にあったという。韓国に遺留分制度が導入される当時の「民法改定案」などの資料に、「相続分の一部」としての遺留分の保存が必要であると言及していることも、当時日本の法学の主流的傾向を

---

2) 近年日本にこのような系譜の図式化に疑問を持つ見解が存在する。西希代子、遺留分制度の再検討（4）～（9）、法学協会雑誌 第124巻 第4号～第10号（2007）の論文シリーズ。

反映したものと理解できる。さらに、たとえ上述した判決の中で、遺留分返還請求の行使は、遺留分の減少に関連している贈与ないしは遺贈行為を指定することで十分であり、その目的物を具体的に特定しなくても消滅時効を中断させることができる（判例93㊦11715）というのは、似たような内容の日本最高裁判所の判決（民集20-6-1183）を連想させるなど、判例にも多様な形で日本法学の影響を受けてきたのがわかる。

このように、物権的効力を持つ形成権行使の結果、被相続人の贈与又は遺贈は遺留分保存に必要な限度で遡及的に効力を失い、目的物の所有権や目的物の共有持分権は返還請求権に復帰する。この際に問題となるのは、やはり取引の安全である。遺留分返還請求権を行使する前に贈与又は遺贈された財産が、轉讓渡されたにもかかわらず、遺留分返還請求権の行使で処分が失効されたら、当該財産の譲受人の理解関係に多大な影響を及ぼすようになる。

一方、韓国と同様に形成権説と物権的効果説を採択している日本の場合、この問題と関連して特別な装置が用意されている。受贈者や受遺者から目的物を譲り受けた人が善意の場合、目的物について追及効が遮断され、滅殺請求権から保護されることに解釈できるが、それが悪意の場合に日本民法第1040条第1項の1文によって目的物を返還する義務があるとしても、価額を遺留分権利者に弁償して現物の返還の義務を免れることができる（同法第1041条）。

このように、日本民法が遺留分を「相続の一部」として見なし、滅殺請求権を形成権として理解して物権的効果と同様の強力な権利が付与できた背景には、返還の対象になる目的物が受贈者又は受遺者ないしは返還の義務がある第三者の手中にしているにも関わらず、現物として返還するのか、または価額を弁償するのかの可否をすべて返還義務者の選択と決定に任せておいた部分があったともいえる。そして、このように価額弁償権を認めておけば、たとえ「形成権説—物件説」を取っても返還義務者が希望しない共有関係を避けることができ、また個別的遺留分の相応する財産権が相続財産に含まれるのではなく、滅殺請求をした個人に帰属されることで理解しても、問題解決に大きい困難は伴わない。

遺留分制度を導入する当時、モデルになった立法例が日本の民法であったことは条文の外形や内容に照らして見ると明らかであり、それを前提として多数の法理を特別な負担感なく受容してきたことも否定しがたい。しかし、上で言及した受贈者や受遺者が第三者に目的物を譲渡した場合に関する規定や価額弁償に関する規定は導入時に排除された。韓国の民法に入らなかった条文の中には、他の規定との関係を考慮し、解釈を通して解決できるものもある。しかし、1つの制度として完結的体系の中に存在する条文の相互的依存性ないしは補完性の側面が真面に理解できていないまま、特定部分を取捨選択することによってその選択された条文だけでは果たせない多大な負担を負わせ、結局のところより大きい適用上の困難と不当な結論に至るようになったのではないかと考えるべきである。

### Ⅲ 相続法と遺留分

#### 1. 相続法と遺留分の社会的機能

産業発展の復興期に比べて速度が非常に落ちている現代社会には、相続を通じた財産の取得に自然に関心が集中されているようだ。相続は単純な財産取得の原因に過ぎないことではなく、企業承継、税金政策、生存家族の扶養等、様々な社会経済的機能とも緊密に関連している。しかし何よりも、人の死亡によってその財産がどのような形で承継・配分されるかは、個々人の人生観と結合した全体的生活様式、ひいては社会全般の生活様式を決めるとも基本的な問題である。

相続法が単純に世代間の財産譲渡法に過ぎないのであれば、財産法の領域で構築された法理に相続法特有の財産の世代承継的側面のみ追加的に論議すれば済むのであるが、それが決してそのように単純な問題ではない。民法の財産法の領域は、所有権絶対と私的自治の原則が支配している領域であるが、それは自分の財産処分に関する意思を持つ権利能力者の相互的財貨移動を前提としたものである。もう権利能力者では無いものが死亡する前に持っていった意志に、権利能力者の意思と同等な程度の効力を付与すべきか、また付与しようとしたらどの程度付与しなければならぬのかは次元を変えて論議すべきである。民法が様々な根拠から個人の財産権に制限をかけている点を考慮すると、たとえ所有権と遺言権が密接な関連性を持つとしても、両者は概念的に分離されるべきであり、後者は前者に比べてより強力で制限することができるということだ。結局、相続法で単純に「被相続人の意思尊重」という側面を強調するだけでは問題解決に至りにくい。

国家は立法を通じて達成しようとする目的を明確に設定すべきで、その目的を達成するために正当性が確保された適切な行動モデルを用意して国民に提供すべきである。そして万が一、当事者たちがそれを回避又は修正しようとする時には、立法を通じて達成しようとする目的に符合する「私的規律」の限界までも適切に予定しておかなければならない。「法定相続制度」は現在の時点で最も理想的相続モデルとして提示されるべきであり、遺言を通じてそれを回避又は修正しようとする場合にもその限界が適切なものでなければならない。したがって、その限界として設定された「遺留分制度」は相続法を通じて達成しようとする目的に、可能な限り符合する形態で存在すべきである。遺留分の存在意義ないし趣旨をもう一度考える時点であろう。

#### 2. 遺留分制度の存在意義

(1)韓国の伝統的相続制度は中国の家産分割の形態ではなく、遺産相続の形態<sup>3)</sup>である。相続される財産は、家族共同所有の家産ではなく、父または母が単独に所有している財産であり、それが先祖から伝来したものか、みずから取得したものかについては差がなかった。従って、子に一種の相続の期待のようなものはあったと思うが、共同財産に関するものではなかったため、生前相続と言える「分財」を通じた個人財産の分配がある前には、実際に子供たちが父母の財産について一定の権利を主張する可能性はなかっただろう。

---

3) 朴秉濠、韓国法制史(2012)、275頁。

ただ家内の財産が族外に流出される事は相続法的に許されなかったようである。例えば、「亂命」<sup>4)</sup> というのは、ほぼ死にかけて精神的に混迷な時にする遺言を意味することで、その内容が法規に違反された場合や遺言者の真意でみることができないものなので、有効な遺言として認められないことを指している。ここには、不公平な分財や身分秩序の違反、詐欺や強迫、相続法規の違反等が問題になったと言う。特に、子供がいるにも他の人に遺産の大部分を分与することは認められなかった。しかし一方で、遺言の自由も制限的ながら作用しており、法定相続分の変更や相続財産分割の確定または後順位相続人に対する分財については自由に意思を表すことができたようである。

韓国の遺留分制度は日本の制度をモデルとしており、従来必要な部分に限ってその判例と理論を受容してきたのが事実であるが、実際に日本の遺留分制度は、明治民法の制定当時に存在した二つの類型の相続、すなわち家督相続と遺産相続を前提としたものである。それぞれの遺留分制度は互いに存在意義が異なり、前者は家の維持のためのもので、後者は近親の生活保障のためのものであった。周知の通り、日本は伝統的に一種の企業<sup>5)</sup> とも言える特有の「家制度」を基盤とした財産所有形態を持っており、その家業を維持するための家名と家産の承継を中心とした家督相続の伝統を持っていた。現在家督相続制度が廃止されたことによって、遺留分制度の家産維持機能はもう維持できないものの、現行規定はその当時に作られたものが大した変化なしに維持されているのである。

韓国の遺留分返還請求訴訟の大多数が共同相続人の間に起きているにも関わらず、条文は基本的に相続人以外の第三者を相手とした紛争を前提して規定されていることは、つまり日本民法規定に適切な変更を加えずに、ほぼそのまま輸入した始末である。言い換えれば、韓国の遺留分制度には、韓国人固有の相続法と相続観念に関する真剣な考慮がなされていない。

(2)遺留分は相続人の間の平等を実現するためのものとも言い、家族の連帯意識を維持するための制度とも言う。ヨーロッパの歴史上、不合理な父権から解放するための道具として遺留分制度が利用された時期もあり、現在にも被相続人が任意で財産を外部に処分する場合だけではなく、共同相続人の一部に財産を集中させ、他の共同相続人の生活に影響を与えることを防ぐための制度として広く知られている。

近代民法は普遍的理性人を前提としたものにもかかわらず、ただ家族法においてのみ感情的で偏った父権の行使ないしは専横を予想し、被相続人を非理性的人間にしてしまうことに問題がある。遺言を残すものは、法律よりも家族構成員の身体的または経済的な事情をよりよく把握している。また、韓国でも近年後見人制度を精密に整備するなど、いわゆる理性人を前提とした家族法改正がなされてきた。父権の望ましい形態はすでに存在していると言ってよからう。

韓国の遺留分返還請求訴訟が急増している原因を、60代以上の父母世代に未だ根強く残ってい

---

4) 申榮鎬、朝鮮前期相続法制 (2002)、276頁。

5) 滋賀秀三、中国家族法の原理 (1967)、62頁。

る男児選好思想と男女差別意識から求めることもあり、実際に大部分の遺留分減殺請求は女性が男性兄弟を対象として行なわれている。これは遺留分返還請求訴訟の存在価値を一層証明する理由にもなるが、逆に制度の稼働年限を短縮させる原因として働くこともある。制度の維持のためには、より現実的で説得力のある存在意義が必要だ。

(3)法定相続人が相続から排除され、経済的に窮乏な状況に置かれてしまう危険があるため、相続財産に対する一定の権利を認定する必要があることが遺留分の一次的存在意義として知られている。韓国民法では「扶養」と関連して、まず問題になる可能性があるのは遺留分権利者の範囲である。日本民法が兄弟姉妹の遺留分を認めず、近来フランスが直系尊属にも遺留分を認めないように改正したのと対照的に、直系卑属、配偶者（各々法定相続分の2分の1）とともに、直系尊属（3分の1）、ひいては兄弟姉妹（3分の1）にも遺留分を認めている。昔長男などが父母の代わりに家長として他の兄弟を扶養するケースも少なくなく、さらに兄弟の学業を支援するために他の兄弟が学業を諦めて仕事に専念することも自然の時代もあった。最近、配偶者の相続権及び遺留分権の強化が強調される雰囲気とともに、扶養の趣旨に合う権利者の範囲、遺留分の比率、返還方法等に関する改正が必要である。

#### IV おわりに

日本の遺留分制度には遺留分の事前放棄や価額弁償に関する規定など、制度の弾力的運営を可能にする装置が備えており、また一部の判例では遺留分減殺請求権の濫用を認めることもある。さらに2014年1月から法務省を中心に、大々的相続法制の改正に着手しており、遺留分制度の見直しを含む生存配偶者の居住権保護の実現、配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、寄与分制度の見直しを中心とした作業が行なわれていると言われている。

韓国の遺留分制度は遺留分権の制限規定が不足しており、細密ではないので、必然的に権利の内容があまりにも強力になってしまう仕組みになっている。法律解釈の技術だけでは権利の膨張を阻止することや調節するには、根本的な限界を有している。制度の全般的再検討と修正を通じてのみ、この問題の解決が可能になるだろう。